

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章」第三章 略」</p> <p>第四章 業務（第二十一条―第四十五条の二）</p> <p>「第五章・第六章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「基準日」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払</p>	<p>目次</p> <p>「第一章」第三章 同上」</p> <p>第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）</p> <p>「第五章・第六章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日</p>

手段、基準日未使用残高、基準日、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。

3 「略」

(外国通貨の換算)

第二条 法(第二章に限る。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第二章に限る。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号、第三十六条、第五十四条及び第五十五条を除き、以下同じ。
。)に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(基準日未使用残高の額)

第四条 基準日未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる回収額を控除した額とする。

一 「略」

二 当該直近基準日以前に発行した全ての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額(次に掲げる金額の合計額をいう。)

未使用残高、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。

3 「同上」

(外国通貨の換算)

第二条 法(第二章に限る。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第二章に限る。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号及び第三十六条を除き、以下同じ。
。)に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(基準日未使用残高の額)

第四条 「同上」

一 「同上」

二 当該直近基準日以前に発行したすべての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額(次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額をいう。)

イ 法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額をいう。イにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

イ 法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続において除外された前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額をいう。イにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続において除外された前払式支払手段の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続において除外された前払式支払手段の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続において除外された前払式支払手段の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

(学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段)

第七条 「略」

2 前項第二号の「特定課程」とは、次に掲げる要件の全てに該当する課程をいう。

「一〇六 略」

(自家型前払式支払手段の発行の届出)

第九条 自家型発行者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、その自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額(法第十四条第一項に規定する基準額をいう。第二十四条、第三十条の二及び第三十五条において同じ。)を超えることとなった基準日の翌日から二月を経過する日までに、別紙様式第一号により作成した届出書に、法第五条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(届出書のその他の記載事項)

第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 密接関係者(法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第四号及び第十二条第一項第六号において同じ。)の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人(人格のない社団又は財団であつ

(学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段)

第七条 「同上」

2 前項第二号の「特定課程」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する課程をいう。

「一〇六 同上」

(自家型前払式支払手段の発行の届出)

第九条 自家型発行者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、その自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額(法第十四条第一項に規定する基準額をいう。第二十四条、第三十三条及び第三十八条において同じ。)を超えることとなった基準日の翌日から二月を経過する日までに、別紙様式第一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び法第五条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(届出書のその他の記載事項)

第十条 法第五条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 密接関係者(法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第三号及び第十二条第一項第六号において同じ。)の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人(人格のない社団又は財団であつ

て代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。) にあつては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容
〔二・三 略〕

(届出書の添付書類)

第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

〔一・二 略〕

三|| 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書

四・五|| 〔略〕

(変更の届出)

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 法第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項に変更があ

て代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。) にあつては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容
〔二・三 同上〕

(届出書の添付書類)

第十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三|| 四|| 〔同上〕

(変更の届出)

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

五 法第五条第一項第六号から第九号までに掲げる事項に変更があ

つた場合 当該変更があつた事項に係る前条第三号及び第五号に掲げる書類

六 密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があつた場合 当該変更後の前条第四号に掲げる書類

〔七・八 略〕

2 〔略〕

(登録の申請)

第十四条 法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 法第八条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の十以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

〔二〇四 略〕

つた場合 当該変更があつた事項に係る前条第四号に掲げる書類

六 密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があつた場合 当該変更後の前条第三号に掲げる書類

〔七・八 同上〕

2 〔同上〕

(登録の申請)

第十四条 法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 法第八条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

〔二〇四 同上〕

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

「一〇十一 略」

「十二」前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書

「十三・十四」略」

(変更の届出)

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第八条第一項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第九号から第十四号までに掲げる書類

「六〇九 略」

「2・3 略」

(登録申請書の添付書類)

第十六条 「同上」

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

「十二・十三」同上」

(変更の届出)

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五 法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第九号から第十三号までに掲げる書類

「六〇九 同上」

「2・3 同上」

第四章 業務

(情報提供する事項等)

第二十二條 「略」

2 法第十三條第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三條第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。第二十三條の三第一号において同じ。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 「略」

3 前払式支払手段（前條第二項各号に掲げる方法により法第十三條第一項の規定による情報の提供をする前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために法第十三條第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる

第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務

(情報提供する事項等)

第二十二條 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三條第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 「同上」

3 前払式支払手段（前條第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために法第十三條第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの

事項については、これらの事項のうち主要なものの情報を提供することです。

「一・二 略」

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に法第十三条第一項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

（情報の提供をすることを要しない場合）

第二十三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び前条第二項各号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

（その他利用者保護を図るための措置等）

第二十三条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項に関する情報を利用者へ提供しなければならない。

一 法第十四条第一項の規定の趣旨及び法第三十一条第一項に規定する権利の内容

事項のうち主要なものの情報を提供することです。

「一・二 同上」

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

（情報の提供をすることを要しない場合）

第二十三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

「条を加える。」

- 二 発行保証金の供託、発行保証金保全契約（法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下同じ。）又は発行保証金信託契約（法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約をいう。以下同じ。）の別及び発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称
- 三 前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
- 2 加算型前払式支払手段について金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に前項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。
- 3 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る第一項各号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。

第二十三條の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な

「条を加える。」

運営を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 前払式支払手段（その保有者の指図を受けて、その未使用残高の全部又は一部を前払式支払手段発行者がその使用に係る電子情報処理組織を用いる方法その他の方法により当該保有者から他の利用者に移転することができるものに限る。）を発行する場合には、移転することができない未使用残高の上限の設定、未使用残高の移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

二 前払式支払手段の発行の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあっては、当該業務に関し前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針を当該者に周知するための適切な措置

（発行保証金の供託）

第二十四条 「略」

2 前払式支払手段の発行の業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第十四条第一項の規定により要供託額（同項に規定する要供託額をいう。第三十条の二第二号及び第三十五条第八号ロにおいて同じ。）以上の額の発行保証金の供託（法第十五条の規定による発行保証金保全契約を締結した旨の届出及び法第十六条第一項の規定による発行保証金信託契約を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。第二十六条第三項及び第四項において

（発行保証金の供託）

第二十四条 「同上」

2 前払式支払手段の発行の業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第十四条第一項の規定により要供託額（同項に規定する要供託額をいう。第三十三条第一項第二号及び第三十八条第一項第二号において同じ。）以上の額の発行保証金の供託（発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約（同条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十

同じ。)を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した発行保証金又は締結した発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(発行保証金の追加供託の期限)

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の規定による発行保証金の供託をしていない場合には、同条第二項の供託をすることを要しない。

4 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の規定による発行保証金の供託をしている場合であつて、当該基準日から二月以内に当該事実の発生のに係る不足供託期限が到来するときは、第一項の規定にかかわらず、当該基準日の翌日から二月以内に同条第二項の供託をすれば足りる。

六条第一項の規定により発行保証金信託契約(同項に規定する発行保証金信託契約をいう。以下同じ。)を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。)を行うまでの間は、当該業務の承継を行った者が供託した発行保証金又は締結した発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(発行保証金の追加供託の期限)

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の規定による発行保証金の供託(発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十六条第一項の規定により発行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。)をしていない場合には、法第十四条第二項の供託をすることを要しない。

4 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の規定による発行保証金の供託(発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十六条第一項の規定により発行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。)をしていない場合

(発行保証金の追加供託)

第二十七条 前払式支払手段発行者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに発行保証金を供託した場合 当該供託に係る供託書正本の写し

二 新たに発行保証金保全契約を締結し、又は従前の発行保証金保全契約の内容の変更(契約の一部の解除を除く。)をした場合

新たに締結した発行保証金保全契約に係る契約書の写し又は当該変更に係る契約書の写し若しくは当該変更をした旨を証する書面

三 新たに発行保証金信託契約を締結し、又は従前の発行保証金信託契約の内容の変更(契約の一部の解除を除く。)をした場合

新たに締結した発行保証金信託契約に係る契約書の写し又は当該変更に係る契約書の写し若しくは当該変更をした旨を証する書面及び信託財産の額(法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。以下同じ。)を証明する書面

四 直前の基準日に係る法第二十三条第一項の報告書を提出した日の翌日以降において令第九条第一項又は第二項の規定により発行

であつて、当該基準日から二月以内に当該事実の発生に係る不足供託期限が到来するときは、第一項の規定にかかわらず、当該基準日の翌日から二月以内に法第十四条第二項の供託をすれば足りる。

(発行保証金の追加供託)

第二十七条 前払式支払手段発行者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十二号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

保証金の取戻しをした場合（当該取戻しが内渡しである場合に限る。） 供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第四十九条第

一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

五|| 直前の基準日に係る法第二十三条第一項の報告書を提出した日の翌日以降において従前の発行保証金保全契約の一部の解除をした場合 当該解除に係る契約書の写し又は当該解除をした旨を証する書面

六|| 直前の基準日に係る法第二十三条第一項の報告書を提出した日の翌日以降において従前の発行保証金信託契約の一部の解除をした場合 当該解除に係る契約書の写し又は当該解除をした旨を証する書面及び信託財産の額を証明する書面

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2|| 新たに発行保証金を供託して前項の届出をする場合には、当該供託に係る供託書正本の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

3|| 新たに発行保証金保全契約の締結をし、又は従前の発行保証金保全契約の内容の変更（契約の一部の解除を除く。）をして第一項の届出をする場合には、当該契約又は変更に係る契約書の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

4|| 新たに発行保証金信託契約の締結をし、又は従前の発行保証金信託契約の内容の変更（契約の一部の解除を除く。）をして第一項の届出をする場合には、当該契約又は変更に係る契約書の写しを同項

2|| 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、前項第一号の供託書正本又は同項第二号若しくは第三号の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(発行保証金保全契約の届出)

第三十条 前払式支払手段発行者は、法第十五条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十三号により作成した発行保証金保全契約届出書に、発行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(発行保証金保全契約の内容)

第三十条の二 令第七条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合以外の場合には、発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこととする。

一 直前の基準日における基準日未使用残高が基準額以下である場合であって、当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二 直前の基準日における要供託額が、当該基準日に係る法第二十条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額（令第九条第一項第二号に規定する発行保証金等合計額をいう。以下この条及び第三十五条第八号において同じ。）を下回る場合であって、保全金額（法第十五条に規定する保全金額をいう。

の届出書に添付しなければならない。

5|| 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、第二項の供託書正本又は前二項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(発行保証金保全契約の届出)

第三十条 法第十五条の規定による届出をする者は、別紙様式第十三号により作成した発行保証金保全契約届出書に、発行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「条を加える。」

以下この条において同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

三 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

四 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における保全金額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

五 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手續が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

六 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手續が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における保全金額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

(発行保証金保全契約の全部の解除)

(発行保証金保全契約の解除)

第三十三条 「項を削る。」

① 前払式支払手段発行者は、発行保証金保全契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約全部解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

「項を削る。」

「項を削る。」

第三十三条 「①」発行保証金保全契約を締結している前払式支払手

段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一 基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合
当該発行保証金保全契約の全部

二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日における発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合 当該保全金額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金保全契約

2 前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金保全契約解除承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

4 前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(発行保証金信託契約の届出)

第三十四条 前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金信託契約届出書に、発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「項を削る。」

「項を削る。」

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

八 次に掲げる場合以外の場合には、発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 直前の基準日における基準日未使用残高が基準額以下である場合であって、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除

(発行保証金信託契約の承認の申請)

第三十四条 前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十七号により作成した発行保証金信託契約承認申請書に、当該発行保証金信託契約承認申請書の写し二通及び発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の承認をしたときは、別紙様式第十八号により作成した発行保証金信託契約承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

3 前払式支払手段発行者は、第一項の承認後最初に発行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、別紙様式第十九号により作成した発行保証金信託契約届出書に、信託財産の額を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 「同上」

「一〇七 同上」

八 第三十八条第一項の規定により解除を行う場合以外の場合には、発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

「号の細分を加える。」

を行うとき。

ロ 直前の基準日における要供託額が、当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額を下回る場合であつて、信託財産の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ハ 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ニ 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における信託財産の額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ホ 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手續が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ヘ 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手續が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における信託財産の額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

又は一部の解除を行うとき。

〔九〇十一 略〕

十二 前号の場合であつて、当該発行保証金信託契約が終了したときにおける残余財産を信託契約前払式支払手段発行者に帰属させることができること。

十三 〔略〕

(発行保証金信託契約の全部の解除)

第三十八条 「項を削る。」

① 前払式支払手段発行者は、発行保証金信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金信託契約全部解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔九〇十一 同上〕

十二 前号の場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部が終了したときにおける残余財産を信託契約前払式支払手段発行者に帰属させることができること。

十三 〔同上〕

(発行保証金信託契約の解除)

第三十八条 「①」発行保証金信託契約を締結している前払式支払手段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは

、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金信託契約の全部又は一部を解除することができる。

一 基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となつた場合
当該発行保証金信託契約の全部

二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日における発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合 当該信託財産の額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金信託契約

2 前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十号により作成した発行保証金信託契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

「項を削る。」

「項を削る。」

(金融庁長官の命令に基づく発行保証金の供託)

第三十九条 「略」

2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十七号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 「略」

2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。

3|| 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第二十一号

により作成した発行保証金信託契約解除承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

4|| 前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金信託契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第二十二号により作成した発行保証金信託契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(金融庁長官の命令に基づく発行保証金の供託)

第三十九条 「同上」

2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第二十三号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 「同上」

2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならない。ただし、前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合及び第二十一条第三項に規定する場合においては、会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うことができる。

〔3〕5 略〕

6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

〔一〕三 略〕

7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、次に掲げる事項を記載した別紙様式第十九号による報告書を金融庁長官に提出するものとする。

一 払戻しが完了した前払式支払手段の名称

二 四 略〕

五 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第七号において同じ。）の総額

六 略〕

七 当該払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の払戻基準日における未使用残高の総額

8 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十号により作成した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔3〕5 同上〕

6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕三 同上〕

7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔号を加える。〕

一 三 同上〕

四 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五 同上〕

六 当該払戻しの手続によって除外された前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額

8 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十六号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(払戻しが認められる場合)

第四十二条 法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

「一〜三 略」

四 電気通信回線を通じた不正なアクセスにより前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者が当該前払式支払手段を利用した場合その他の前払式支払手段の保有者の利益の保護に支障を来すおそれがあると認められる場合であつて、当該前払式支払手段の払戻しを行うことがやむを得ないときとして金融庁長官の承認を受けたとき

2 前払式支払手段発行者は、前項第四号の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、前払式支払手段発行者がその発行する全ての前払式支払手段の払戻しを確実に行うことができる資力を有すると認められる場合でなければ、第一項第四号の承認をしてはならない。

4 金融庁長官は、第一項第四号の承認をしたときは、別紙様式第二十二号により作成した承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第四十四条 前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払

(払戻しが認められる場合)

第四十二条 「同上」

「一〜三 同上」

「号を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第四十四条 前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払

式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第四十五条の二 前払式支払手段発行者は、その前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 委託先が行う前払式支払手段の発行の業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、前払式支払手段の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当

式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

「条を加える。」

該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(報告書の様式等)

第四十七条 法第二十三条第一項の報告書は、別紙様式第二十三号により作成して、当該基準日の翌日から二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2|| 法第二十三条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 法第十四条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

三 令第九条第一項又は第二項の規定により発行保証金の取戻しをした場合であつて、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

四 発行保証金保全契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

五 発行保証金信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当

(報告書の様式等)

第四十七条 法第二十三条第一項の報告書は、別紙様式第二十七号により作成して、当該基準日の翌日から二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2|| 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面

六 信託契約前払式支払手段発行者である場合には、信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、前項第二号の供託書正本又は同項第四号若しくは第五号の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(基準期間における発行額及び回収額)

第四十八条 法第二十三条第一項第一号に規定する基準期間において発行した前払式支払手段の発行額は、次に掲げる額の合計額とする。

3 法第十四条第一項の規定による供託をした前払式支払手段発行者は、第一項の報告書に、供託に係る供託書正本の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4 法第十五条の規定による届出をした前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約の内容の変更(当該発行保証金保全契約の一部の解除を除く。)をし、又は発行保証金保全契約を更新した場合には、第一項の報告書に、その契約書又はその旨を証する書面の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

5 信託契約前払式支払手段発行者は、第一項の報告書に、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、第三項の供託書正本又は第四項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(基準期間における発行額及び回収額)

第四十八条 「同上」

一 当該基準期間において発行された全ての前払式支払手段の価額（次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額をいう。）の合計額

「イ・ロ 略」

二 「略」

2 次条第三号に規定する基準期間における前払式支払手段の回収額は、当該基準期間における全ての前払式支払手段の価額（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める額をいう。）の合計額とする。

「一・二 略」

（基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等）

第五十条の二 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 「略」

3 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

4 「略」

一 当該基準期間において発行されたすべての前払式支払手段の価額（次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額をいう。）の合計額

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

2 次条第三号に規定する基準期間における前払式支払手段の回収額は、当該基準期間におけるすべての前払式支払手段の価額（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める額をいう。）の合計額とする。

「一・二 同上」

（基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等）

第五十条の二 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

3 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4 「同上」

(基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え)
 第五十条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出を行つたことにより同項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者に対する第二十六条、第四十二条及び第四十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	
第四十二条第一項第一号	基準日を含む 基準期間
当該基準日の 直前の基準期	当該基準日の直前の基準期間 (法第二十九条の二第一項の 規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。)

(基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え)
 第五十条の三 〔同上〕

〔同上〕	
第四十二条第一号	基準日を含む 基準期間
当該基準日の 直前の基準期	当該基準日の直前の基準期間 (法第二十九条の二第一項の 規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。)

	<p>第四十二条第一項第 二号</p>	
<p>間</p> <p>届出書を提出した日の翌日から次の通常基準日までは、当該通常基準日の直前の通常基準期間)</p>	<p>基準日を含む 基準期間</p> <p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）</p>	<p>百分の五</p> <p>百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日の直前の通常基準日における基準日未</p>
	<p>第四十二条第二号</p>	
<p>間</p> <p>届出書を提出した日から次の通常基準日までは、当該通常基準日の直前の通常基準期間</p>	<p>基準日を含む 基準期間</p> <p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）</p>	<p>百分の五</p> <p>百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日の直前の通常基準日における基準日未使用残</p>

<p>使用残高の百分の五)</p>	<p>高の百分の五)</p>
<p>〔略〕</p> <p>(自家型発行者の業務の承継の届出)</p> <p>第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十六号により作成した届出書に、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十七号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(法令違反行為等の届出)</p> <p>第五十三条の二 前払式支払手段発行者は、自己又はその役員若しくは従業者に前払式支払手段の発行の業務に関し法令に違反する行為又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来</p>	<p>〔同上〕</p> <p>(自家型発行者の業務の承継の届出)</p> <p>第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十八号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

- 一 当該行為が発生した営業所又は事務所の名称
- 二 当該行為を行った者が当該前払式支払手段発行者の役員又は従業員である場合にあっては、当該行為を行った役員又は従業員の氏名又は名称及び役職名
- 三 当該行為の概要

(經由官庁)

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類(次項及び次条において「届出書等」という。)を金融庁長官に提出しようとするときは、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長(次項及び次条において「財務事務所長等」という。))とする。(を經由してこれを提出しなければならない。)

2|| 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務

(經由官庁)

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類(以下この条及び次条において「届出書等」という。)を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該前払式支払手段発行者は、当該届出書等を当該財務事務所長又は出張所長を經由してこれを提出しなければならない。

「項を加える。」

事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(届出書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(標準処理期間)

第五十六条 金融庁長官は、法第七条の登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 金融庁長官は、第四十二条第一項第四号の承認に関する申請がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

3 [略]

(届出書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長又は出張所長等を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(標準処理期間)

第五十六条 金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認、第三十四条第一項に規定する発行保証金信託契約の承認又は第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3 [同上]

別紙様式第1号（第9条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

[略]

（第2面）

[表略]

（記載上の注意）

[1. ～4. 略]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。なお、「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

（第3面）

[略]

（第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

別紙様式第1号（第9条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

[同左]

（第2面）

[同左]

（記載上の注意）

[1. ～4. 同左]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。

（第3面）

[同左]

（第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限

--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ~3. 略]

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

5. [略]

(第5面)

(2) [略]

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ~3. 同左]

[加える。]

4. [同左]

(第5面)

(2) [同左]

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

--	--	--

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

[(第6面) ~ (第9面) 略]

別紙様式第3号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[略]

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第号(年月日)
[1. ~3. 略]	
4. 資本金又は出資の額	

--

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

[加える。]

[(第6面) ~ (第9面) 同左]

別紙様式第3号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[同左]

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第号(年月日)
[1. ~3. 同左]	
4. 資本金又は出資の額	千円

[5. ・ 6. 略]

(記載上の注意)

[1. ～ 5. 略]

6. 「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合には億円、1億円以上10億円未満の場合には千万円、1千万円以上1億円未満の場合には百万円、百万円以上1千万円未満の場合には十万円とすることができる。

(第3面)

[略]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

[5. ・ 6. 同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 5. 同左]

[加える。]

(第3面)

[同左]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限

--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ~4. 略]

5. 「移転可能額の上限」は、第23条の3に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

6. [略]

(第5面)

(2) [略]

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ~4. 同左]

[加える。]

5. [同左]

(第5面)

(2) [同左]

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

--	--	--

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

[(第6面) ~ (第10面) 略]

別紙様式第12号 (第27条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

--

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

[加える。]

[(第6面) ~ (第10面) 同左]

別紙様式第12号 (第27条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第2項の規定により前払式支払手段に関する内閣府令第27条第1項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1. 基準日に係る発行保証金の額

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 法第14条第2項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が特例基準日（同条第2項に規定する特例基準日をいう。）であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日（同条第2項に規定する通常基準日をいう。）に係る発行保証金の額を記載すること。

[4. ・ 5. 略]

[(第2面) ~ (第4面) 略]

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第2項の規定により供託書正本の写し又は契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

1. 基準日に係る発行保証金の額

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

3. 法第14条第2項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の直前の基準日が特例基準日（同条第2項に規定する特例基準日をいう。以下同じ。）であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日（同条第2項に規定する通常基準日をいう。以下同じ。）に係る発行保証金の額を記載すること。

[4. ・ 5. 同左]

[(第2面) ~ (第4面) 同左]

別紙様式第14号（第33条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 ※登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 - ）

住 所

電話番号（ ） -

商 号

又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

発行保証金保全契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

別紙様式第14号（第33条第2項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 ※登録番号 財務（支）局長 第 号

住 所（郵便番号）

電話番号（ ） -

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

発行保証金保全契約解除承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条第2項の規定に基づき、資金決済に関する法律第15条に規定する発行保証金保全契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名 ）

3. 上記2. の発行保証金保全契約の解除予定年月日
(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法

律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(第2面)

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年月日現在)

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

[様式を削る。]

[様式を削る。]

別紙様式第15号 (第34条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第15号 (第33条第3項関係) [略]

別紙様式第16号 (第33条第4項関係) [略]

別紙様式第17号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金信託契約届出書

資金決済に関する法律第16条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

[様式を削る。]

[様式を削る。]

別紙様式第16号 (第38条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

発行保証金信託契約承認申請書

資金決済に関する法律第16条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり申請します。

記

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

別紙様式第18号 (第34条第2項関係) [略]

別紙様式第19号 (第34条第3項関係) [略]

別紙様式第20号 (第38条第2項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金信託契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第38条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年月日現在)

3. 上記2. の発行保証金信託契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

発行保証金信託契約解除承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第38条第2項の規定に基づき、資金決済に関する法律第16条第1項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 解除しようとする発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年月日現在)

3. 現に供託している発行保証金の内容 (供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額

					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(第2面)

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

[様式を削る。]

[様式を削る。]

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年月日現在)

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第21号 (第38条第3項関係) [略]

別紙様式第22号 (第38条第4項関係) [略]

別紙様式第17号（第39条第2項関係） [略]

別紙様式第18号（第41条第6項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 ※登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） -

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払 戻 し 公 告 届 出 書

年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻し
を行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41
条第6項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

（記載上の注意）

別紙様式第23号（第39条第2項関係） [同左]

別紙様式第24号（第41条第6項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 ※登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） -

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払 戻 し 公 告 届 出 書

年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻し
を行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41
条第6項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

（記載上の注意）

[1.・2. 略]

3. 「公告の方法」には、公告を掲載した官報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、揭示方法及び第41条第4項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。

別紙様式第19号（第41条第7項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

※登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） ー

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

1. 払戻しが完了した前払式支払手

[1.・2. 同左]

3. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、揭示方法及び第41条第4項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。

別紙様式第25号（第41条第7項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

財務（支）局長 殿

※登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） ー

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

[項を加える。]

段の名称	
2. 第41条第1項各号に掲げる合計額等	第1号イ 円
	第1号ロ 円
	(第1号合計額) 円
	第2号イ 円
	第2号ロ 円
	(第2号合計額) 円
	(第1号合計額) から (第2号合計額) を控除した額 円
3. 第40条第2項各号に掲げる合計額等	第1号イ 円
	第1号ロ 円
	(第1号合計額) 円
	第2号イ 円
	第2号ロ 円
	(第2号合計額) 円
	(第1号合計額) から (第2号合計額) を控除した額 円

1. 第41条第1項各号に掲げる合計額等	1号イ 円
	1号ロ 円
	(合計) 円
	2号イ 円
	2号ロ 円
	(合計) 円
2. 第40条第2項各号に掲げる合計額等	1号イ 円
	1号ロ 円
	(合計) 円
	2号イ 円
	2号ロ 円
	(合計) 円

4.・5. [略]

(第2面)

<u>6.</u> 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の <u>払戻基準日における未使用残高の総額</u>	円
<u>7.</u> [略]	
<u>8.</u> <u>払戻しの手続から除斥された者に係る当該払戻しの手続に係る前払式支払手段の当該払戻基準日における未使用残高の総額</u>	円

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 「払戻しが完了した前払支払手段の名称」が二以上ある場合は、前払式支払手段ごとに、1.～8.の表を作成すること。

4. 「第41条第1項各号に掲げる合計額等」及び「第40条第2項各号に掲げる合計額等」のうち「第2号イ」及び「第2号ロ」の額の算定については、「払戻しの手続から除斥された者に係る当該払戻しの手続に係る前払式支払手段の当該払戻基準日における未使用残高の総額」も含むことに留意すること。

3.・4. [同左]

(第2面)

<u>5.</u> 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の <u>未使用残高の総額</u>	円
<u>6.</u> [同左]	
<u>7.</u> <u>払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の当該払戻基準日における総額</u>	円

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

[加える。]

[加える。]

5. [略]

6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

別紙様式第20号（第41条第8項関係） [略]

別紙様式第21号（第42条第2項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 ※登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 ー ）

住 所

電話番号（ ） ー

商 号

又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第42条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

3. [同左]

[加える。]

別紙様式第26号（第41条第8項関係） [同左]

[様式を加える。]

1. 申請の理由

2. 全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況

(年 月 日現在)

	前払式支払手段の名称	未使用残高
(1) 払戻しをしようとする前払式支払手段		円 (小計) 円
(2) (1)以外の全ての前払式支払手段		円 (小計) 円
		計 円

3. 払戻しをしようとする前払式支払手段に係る払戻しの手続等について予定している内容

(1) 保有者への周知の方法

① 官報への掲載 (有・無)

	掲載予定日
払戻しの手続に係る事前の周知	
払戻しの手続の周知	

② 新聞紙への掲載 (有・無)

	掲載予定新聞紙	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		

③ ウェブサイト等への掲載（有・無）

	掲載予定場所	掲載予定日・期間等
払戻し手続に係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		

④ 営業所又は加盟店等における掲示（有・無）

	掲載予定場所	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		

⑤ その他の手段（有・無）

	掲載予定場所等	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に		

係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		

(2) 保有者への払戻申出期間及び払戻しの方法

- ① 申出期間
- ② 申出の方法
- ③ 払戻しの方法（振込み又は現金交付の別、先着順全額払又は後日全額払の別等）

4. その他参考となる事項

（記載上の注意）

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。前払式支払手段の名称ごとに未使用残高を記載し、その記載した係数の算出に係る参考書類を添付する

こと。

4. 払戻しをしようとする前払式支払手段について、一部の保有者に対してのみ払戻しをしようとする場合には、「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の(1)に当該一部の保有者に係る係数を、同(2)に当該一部の保有者以外に係る係数を、それぞれ記載すること。
5. 「払戻しをしようとする前払式支払手段に係る払戻しの手続等について予定している内容」の(1)については、予定している周知の方法に応じて有無のいずれかを○で囲むこと。有の場合には、その内容について各表に記載するとともに、予定している周知の内容がわかる書類を添付すること。
6. 全ての前払式支払手段の払戻しを確実にを行うことができる資力を有することを証する書面（貸借対照表、預金残高証明書の写し、資金調達方法を証明する書類等）を添付すること。

別紙様式第22号（第42条第4項関係）

（日本産業規格A4）

文 書 番 号

年 月 日

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名） 殿

財務（支）局長 印

[様式を加える。]

払戻しの承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記
のとおり承認したので通知します。

記

払戻しをすることができる前払式支払手段の名称

別紙様式第23号 (第47条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[表略]

(記載上の注意)

別紙様式第27号 (第47条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

4. 「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済に充てられた金額（有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。）の合計額を記載すること。

[5. ・6. 略]

7. 法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日（同条第2項に規定する特例基準日をいう。以下この様式において同じ。）の翌日から次の通常基準日（同条第2項に規定する通常基準日をいう。以下この様式において同じ。）までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

(第2面)

2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

[1. ～3. 同左]

4. 「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済に充てられた金額（有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続において除外された前払式支払手段の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続において除外された前払式支払手段の未使用残高を含む。）の合計額を記載すること。

[5. ・6. 同左]

7. 法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

(第2面)

2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

2. 「基準期間」の「回収額」の< >書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を内書きで記載すること。

[3. ～6. 略]

(第3面)

3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名)

[イ. ～ハ. 略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 発行保証金の取戻しをした場合であって、当該取戻しが内渡しであるときは、当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書類を添付すること。

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

[表略]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

2. 「基準期間」の「回収額」の< >書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高を内書きで記載すること。

[3. ～6. 同左]

(第3面)

3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名)

[イ. ～ハ. 同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

[加える。]

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

[同左]

(記載上の注意)

従前の発行保証金保全契約の内容を変更し、又は更新した場合は、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写しを添付すること。

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

[表略]

(記載上の注意)

1. 従前の発行保証金信託契約の内容を変更し、又は更新した場合は、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写しを添付すること。

2. 信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面の写しを添付すること。

別紙様式第24号 (第50条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

又は名称

氏 名

(記載上の注意)

従前の発行保証金保全契約の内容を変更又は更新した場合は、契約書又はその旨を証する書面の写しを添付すること。

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

[同左]

(記載上の注意)

信託契約前払式支払手段発行者は、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面の写しを添付すること。

別紙様式第28号 (第50条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第1項の規定により、資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「特例基準日」とは、法第29条の2第2項に規定する特例基準日をいう。

別紙様式第25号 (第50条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第1項の規定により、資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第29号 (第50条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

届出者 住 所
電話番号 () -
商 号
又は名称
氏 名
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第3項の規定により、
資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適
用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「特例基準日」とは、法第29条の2第2項に規定する特例基準日をいう。

届出者 住 所
電話番号 () -
商 号
又は名称
氏 名
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第3項の規定により、
資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適
用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第26号（第51条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

[略]

（第2面）

[表略]

（記載上の注意）

[1. ～4. 略]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。なお、「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合には億円、1億円以上10億円未満の場合には千万円、1千万円以上1億円未満の場合には百万円、百万円以上1千万円未満の場合には十万円とすることができる。

（第3面）

[略]

（第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能金額の上限

別紙様式第30号（第51条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

[同左]

（第2面）

[同左]

（記載上の注意）

[1. ～4. 同左]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。

（第3面）

[同左]

（第4面）

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限

--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

5. [略]

(第5面)

(2) [略]

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[加える。]

4. [同左]

(第5面)

(2) [同左]

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

--	--	--

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

[(第6面) ～ (第9面) 略]

別紙様式第27号 (第53条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[略]

(第2面)

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[削る。]

別紙様式第28号 (第53条の2関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

[加える。]

[(第6面) ～ (第9面) 同左]

別紙様式第31号 (第53条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[同左]

(第2面)

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

4. 不要な字句は消して使用すること。

[様式を加える。]

財務（支）局長 殿

届出者 ※登録番号 財務（支）局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称
氏 名
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

法令違反行為等届出書

自己又はその役員若しくは従業者に前払式支払手段の発行の業務に
関し法令に違反する行為又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ
適切な運営に支障を来す行為があつたため、前払式支払手段に関する
内閣府令第53条の2の規定により届け出ます。

記

1. 当該行為が発生した営 業所又は事務所の名称	
2. 当該行為を行った役員 又は従業者の氏名又は名 称及び役職名	

3. 当該行為の概要

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「当該行為が発生した営業所又は事務所の名称」は、全ての営業所又は事務所の名称を記載すること。
4. 「当該行為を行った役員又は従業者の氏名又は名称及び役職名」は、当該行為を行った者が当該前払式支払手段発行者の役員又は従業者である場合に、全ての役員又は従業者を記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。